

## (参考) 白河市文化振興補助金補助対象経費について

※「文化財保護事業」「文化環境整備事業」「その他市長が必要と認める事業」の補助対象経費は「事業に要する経費」となります。

### (1)報償費

＜対象となる補助事業＞

「成果発表事業」「文化芸術育成事業」

○講師、審査員、指導員、伴奏者、ゲスト出演等に対する謝礼金

×賛助出演・出品等に対する謝礼金・会員による審査員等への謝礼金は対象外

### (2)旅費

＜対象となる補助事業＞

「成果発表事業」「文化芸術育成事業」

・講師、審査員、指導員、伴奏者、出演者、出品者等が要した交通費

「発表会参加事業」

・出演に係る団体の交通費・宿泊費

### (3)印刷製本費

＜対象となる補助事業＞

「成果発表事業」「文化芸術育成事業」

○看板、チラシ、ポスター、目録、プログラム、チケット等の作成経費

(「新規に文化活動を行う団体による地域活性化につながる優れた事業」に関しては、会員募集のチラシの印刷費も対象となる)

×図録、記念誌等の作成経費は対象外

#### (4)通信運搬費

＜対象となる補助事業＞

「成果発表事業」「発表会等参加事業」「文化芸術育成事業」

- ・ 事務連絡用切手代、はがき代、電話代、大型器材の運搬費、作品の搬入出経費等

#### (5)筆耕翻訳費

＜対象となる補助事業＞

「成果発表事業」「文化芸術育成事業」

- ・ 筆耕、謄写、タイプ料、翻訳、通訳、速記料等

#### (6)使用料または賃借料

＜対象となる補助事業＞

「成果発表事業」「文化芸術育成事業」

- ・ 会場使用料、展示パネル、音響、照明器具、楽器の借上げ料等  
（「新規に文化活動を行う団体による、地域活性化につながる優れた事業」のみ練習会場の使用料も対象となる）